証券コード　2883

2025年５月30日

（電子提供措置の開始日 2025年５月23日）

株　主　各　位

東京都中央区月島２丁目３番１号
株　式　会　社　　大　　冷
代表取締役社長　冨　田　史　好

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしております。

　　当社ウェブサイト
　　　https://www.dai-rei.co.jp/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

　　東証ウェブサイト
　　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁および４頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2025年６月16日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　　時　2025年６月17日（火曜日）午前10時

2. 場　　　所　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル　２階「桜」

3.　会議の目的事項

報告事項　第54期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

〜〜

◎　議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎　お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎　ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

＜議決権を行使くださいますようお願い申しあげます＞

►下記４つの方法がございます。

◇郵送によるご行使

行使期限　**2025年６月16日（月曜日）午後５時**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

◇スマートフォンによるご行使

行使期限　**2025年６月16日（月曜日）午後５時**

同封の議決権行使書用紙の右下のＱＲコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

◇インターネット（パソコン）によるご行使

行使期限　**2025年６月16日（月曜日）午後５時**

当社の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトＵＲＬ】https://evote.tr.mufg.jp/

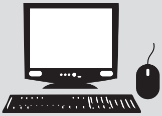

◇株主総会へのご出席

株主総会開催日時　**2025年６月17日（火曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

スマートフォンの場合
QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインＩＤ」「仮パスワード」**の**入力が不要**になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用ＱＲコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

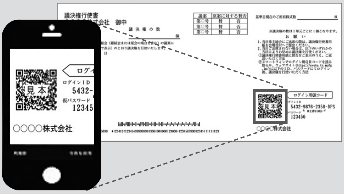

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法
議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする

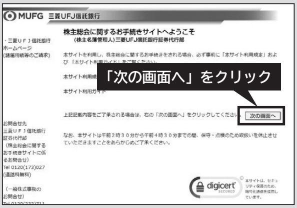

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」を入力

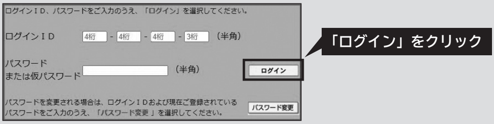

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

（2）議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（3）システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ 証券代行部 0120-173-027（通話料無料）	受付時間： 午前９時から午後９時まで

事　業　報　告

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

1.　株式会社の現況に関する事項

1－1.　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかに回復しているものの、物価上昇により個人消費の持ち直しには足踏みが見られます。また、米国の今後の政策動向、長期化する不安定な世界情勢、金融資本市場の変動リスクなどもあり、先行き不透明な状況が続いております。

国内食品業界におきましては、原材料価格の高騰や人件費、物流費の上昇に伴う商品価格の値上げが継続的に行われ、加えて米の価格は高止まりを続けており、消費者の節約志向は依然として強く、今後も厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のもと当社は、低価格志向に対応した安価な商品を開発・販売するなど、積極的に営業活動を進めてまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、「ダイスカットシリーズ」など当社独自商品の拡販に努めましたが、ユーザーの低価格志向に伴う販売数量減少により売上高9,036,181千円（前年同期比13.4％減）、ミート事業におきましては、「楽らく匠味シリーズ」の販売推進により売上高2,429,615千円（前年同期比0.3％増）、その他事業におきましては、えび商品の販売軟調をカバーすべく他の商品拡販に努めたことにより売上高14,267,131千円（前年同期比2.0％減）となりました。これにより当期の売上高は25,732,929千円（前年同期比6.1％減）となりました。

損益面につきましては、仕入コスト削減により粗利率は期初の予想通りに推移したものの、骨なし魚の販売数量減少などにより売上高が減少したことに伴い、粗利益が減少したことにより、営業利益は840,931千円（前年同期比21.1％減）、経常利益は844,892千円（前年同期比23.5％減）、えび事業関連損失を特別損失に計上したことにより当期純損失は574,629千円（前年同期は766,904千円の当期純利益）となりました。

1－2.　資金調達等についての状況

（1）資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

（2）設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は155,217千円であり、その内訳は次のとおりです。

基幹システムバージョンアップ用ソフトウェア	112,800千円
基幹システムバージョンアップ用ハードウェア	24,570千円
本社ビル照明設備他更新工事	13,847千円
電子帳簿保存法対応更新ソフトウェア	4,000千円

1－3.　財産及び損益の状況

区　　分	第51期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日	第52期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	第53期 自　2023年４月１日 至　2024年３月31日	第54期 自　2024年４月１日 至　2025年３月31日
売　　上　　高(千円)	22,964,096	27,239,662	27,416,847	25,732,929
経　常　利　益(千円)	1,067,505	1,537,291	1,104,883	844,892
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	729,432	1,023,938	766,904	△574,629
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	123.43	173.26	129.77	△97.24
総　　資　　産(千円)	11,523,242	12,826,813	14,040,312	11,510,675
純　　資　　産(千円)	8,670,188	9,310,244	9,725,010	8,794,337

（注）1.　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2.　当期の状況につきましては、「1－1.　事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1－4.　対処すべき課題

当社は、第54期について売上高30,000,000千円、経常利益1,250,000千円を目標として各種施策を推進してまいりました。しかしながら、骨なし魚の販売数量が減少したことなどに伴い、粗利益が減少したことにより、売上高、経常利益ともに大幅に計画を下回る結果となりました。

第55期はインバウンドの需要増加が引き続き見込まれますが、骨なし魚事業におきましては、様々な食料品の値上げと米の高騰が家計を圧迫し、低価格志向となっている状況に対応するため、前期より販売を開始した安価な骨なし魚の拡販と、前期欠品していました「さんま」の再販などにより骨なし魚事業の再構築を図ってまいります。ミート事業におきましては、前期の原料由来による「アメリカンドック」販売減の解消などにより販売増加を見込んでおります。その他事業におきましては、前期で工場側トラブルなどによる不安定な調達により売上が大幅に減少したエビ商品について、工場の追加により安定供給を図り再度売上拡大を目指すとともに、安価な新商品を市場に投入してまいります。

1－5.　当該事業年度の末日における主要な事業内容

冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業
水産物の加工販売ならびに輸出入業
魚介類の販売ならびに輸出入業
農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業
アイククリーム類、乳製品、氷菓の製造販売ならびに輸出入業

1－6.　当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

（1）主要な支店

名　称	所　在　地
本　　社	東京都中央区月島２丁目３番１号
東京支店	東京都中央区月島２丁目３番１号
札幌支店	北海道札幌市中央区南１条東１丁目３番地
仙台支店	宮城県仙台市青葉区二日町16－15
高崎支店	群馬県高崎市上中居町379－４
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦１丁目７番27号
大阪支店	大阪府茨木市西駅前町５番８号
広島支店	広島県広島市西区横川町２丁目７番19号
福岡支店	福岡県福岡市博多区住吉４丁目３番２号

（2）使用人の状況

使用人数　150名（前事業年度末比２名減）
平均年齢　44.9歳　平均勤続年数　16.5年

1－7.　重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

1－8.　主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

2−1. 大株主に関する事項

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社フルタ	株 2,883,500	% 48.79
古田耕司	266,300	4.51
大冷社員持株会	96,800	1.64
正林淳生	80,000	1.35
齋藤修	70,000	1.18
冨田史好	70,000	1.18
JPモルガン証券株式会社	40,328	0.68
黒川岳夫	40,000	0.68
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	21,195	0.36
株式会社ＳＢＩ証券	16,294	0.28

（注）持株比率は、自己株式（98,627株）を控除して計算しております。

2−2. その他株式に関する重要な事項

（1）発行可能株式総数　20,000,000株

（2）発行済株式の総数　6,008,300株（自己株式98,627株を含む）

（3）当事業年度末の株主数　17,494名

3.　会社役員に関する事項

3－1.　取締役

地　　位	氏　　　名	担　　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	冨　田　史　好		
専務取締役	髙　付　広　昭	社長補佐兼経営企画室長	
専務取締役	黒　川　岳　夫	管理統括本部長	
常務取締役	青　木　伸　一	営業統括本部長	
取　締　役	苅　田　英　範	商品統括本部長	
取　締　役	長　尾　敏　成		弁護士、㈱ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
取締役 常勤監査等委員	高　橋　和　広		
取締役 監査等委員	川　田　　　剛		税理士、㈱本間組社外監査役
取締役 監査等委員	布　施　雅　弘		

（注）1.　取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び布施雅弘氏は、社外取締役であります。
　　　2.　情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高橋和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
　　　3.　取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び布施雅弘氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
　　　4.　取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
　　　5.　監査等委員川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3－2.　責任限定契約の内容の概要

　当社と取締役長尾敏成、取締役川田剛及び取締役布施雅弘の３氏の間で、会社法第427条第１項及び当社の定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

3－3.　役員の報酬等

(1) 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける役員報酬等は、当社役員規程に従って、世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定するものとし、原則として、基本報酬のみで構成され、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しません。

役員報酬のうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の協議により決定します。役員報酬等のうち、当社の監査等委員である取締役の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、当該方針につきましては、2021年２月16日開催の定時取締役会で決議しております。

(2) 役員報酬等についての株主総会の決議

当社の役員報酬等については、2019年6月18日開催の第48回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億5,000万円、うち社外取締役分は年額1,000万円の範囲内とすること、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額3,600万円の範囲内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役１名）、取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役２名）であります。また、2023年６月16日開催の第52回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額2億5,000万円）とは別枠で年額1億円とし、交付上限株式数は50,000株以内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は６名であります。

(3) 役員報酬等の総額

区　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7人 (1人)	124,200千円 (3,600千円)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (2人)	20,400千円 (7,200千円)	

計 （うち社外役員）	10人 （3人）	144,600千円 （10,800千円）	

（注）1.　上記役員報酬につきましては、当社役員規程に従って世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定しており、取締役会は報酬の内容が(1)役員報酬等の算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断致しました。

3－4.　社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である長尾敏成氏は、㈱ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である川田剛氏は、㈱本間組の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取　締　役　長　尾　敏　成	当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜実施することにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っております。
取　締　役 (監査等委員)　川　田　剛	当事業年度に開催した取締役会17回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
取　締　役 (監査等委員)　布　施　雅　弘	当事業年度に開催した取締役会17回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

4.　会計監査人に関する事項

4－1.　名称

アーク有限責任監査法人

4－2.　会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）1.　監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4－3.　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2013年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、2019年６月18日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

5－1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。

(4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

5－2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

(2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

5－3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

5－4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

(2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。

(3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

(4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

5－5.　当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。

(2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。

5－6.　財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。

(2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。

(3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。

(4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。

5－7.　監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

(2) 当該使用人が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員が行います。

5－8.　取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員に報告・情報提供します。

(2) 監査等委員への報告・情報提供は以下のとおりとします。

① 重要な社内会議で決議された事項
② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③ 毎月の経営状況として重要な事項
④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員へ通報を希望する場合は速やかに監査等委員に通知します。

5−9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5−10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査等委員は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回に全員が出席、１回に２名が出席致しました。その他、監査等委員会は12回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

2025年３月31日　現在

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
［流動資産］	**［10,454,721］**	**［流動負債］**	**［2,317,898］**
現金及び預金	3,751,887	買掛金	1,670,726
受取手形	18,194	リース債務	9,401
売掛金	4,038,208	未払金	205,307
商品	2,622,714	未払費用	205,337
貯蔵品	9,640	未払法人税等	146,245
前払費用	10,246	前受収益	833
その他	3,828	賞与引当金	30,273
		受注損失引当金	25,824
［固定資産］	**［1,055,954］**	その他	23,949
有形固定資産	**659,205**	**［固定負債］**	**［398,439］**
建物	81,910	リース債務	11,093
構築物	0	退職給付引当金	288,087
機械及び装置	6,839	その他	99,258
工具、器具及び備品	40,529	**負 債 合 計**	**2,716,338**
土地	512,259	**（純資産の部）**	
リース資産	17,667	**［株主資本］**	**［8,788,878］**
無形固定資産	**145,885**	資本金	1,909,825
ソフトウェア	138,229	資本剰余金	686,951
リース資産	2,827	資本準備金	686,951
その他	4,828	利益剰余金	6,392,193
投資その他の資産	**250,863**	利益準備金	185,083
投資有価証券	26,685	その他利益剰余金	6,207,110
破産更生債権等	1,083,635	別途積立金	2,100,000
繰延税金資産	129,057	繰越利益剰余金	4,107,110
その他	102,213	自己株式	△200,091
貸倒引当金	△1,090,728	**［評価・換算差額等］**	**［5,459］**
		その他有価証券評価差額金	5,459
		純 資 産 合 計	**8,794,337**
資 産 合 計	**11,510,675**	**負債及び純資産合計**	**11,510,675**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

売上高		25,732,929
売上原価		21,701,245
売上総利益		**4,031,683**
販売費及び一般管理費		3,190,752
営業利益		**840,931**
営業外収益		
受取利息	2,245	
受取配当金	689	
受取賃貸料	8,976	
その他	11,086	22,997
営業外費用		
支払利息	3,495	
賃貸収入原価	1,870	
為替差損	13,484	
その他	186	19,036
経常利益		**844,892**
特別損失		
事業整理損	1,129,940	1,129,940
税引前当期純損失		**285,048**
法人税、住民税及び事業税		304,911
法人税等調整額		△15,330
当期純損失		**574,629**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年 ４月１日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	5,036,319	7,321,402	△200,091	9,718,087
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△354,580	△354,580		△354,580
当期純損失					△574,629	△574,629		△574,629
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の 変動額合計	―	―	―	―	△929,209	△929,209	―	△929,209
2025年 ３月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	4,107,110	6,392,193	△200,091	8,788,878

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年 ４月１日残高	6,922	6,922	9,725,010
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△354,580
当期純損失			△574,629
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,463	△1,463	△1,463
事業年度中の 変動額合計	△1,463	△1,463	△930,673
2025年 ３月31日残高	5,459	5,459	8,794,337

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年５月16日

株式会社大冷
　取締役会　御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　上田　正樹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　沼田　慶輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大冷の2024年４月１日から2025年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第５４期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月16日

株式会社　大　冷　監査等委員会

監査等委員　高　橋　和　広　㊞

監査等委員　川　田　　剛　㊞

監査等委員　布　施　雅　弘　㊞

（注） 監査等委員川田剛及び布施雅弘は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金60円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は354,580,380円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2025年６月18日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	とみた　ふみよし 冨田史好 （1957年２月25日）	2012年６月　当社入社 　　　　　　取締役内部監査室長就任 2013年４月　取締役経営企画室長 2014年６月　代表取締役副社長兼経営企画室長就任 2019年６月　代表取締役社長就任（現）	70,000株
2	たかつき　ひろあき 高付広昭 （1967年３月30日）	2004年４月　当社入社 2012年６月　執行役員広域事業部長就任 2018年４月　執行役員開発統括本部長就任 2019年６月　取締役開発統括本部長就任 2021年６月　常務取締役開発統括本部長就任 2023年６月　専務取締役開発統括本部長就任 2024年３月　専務取締役社長補佐兼経営企画室長就任（現）	10,000株
3	くろかわ　たけお 黒川岳夫 （1962年２月６日）	2001年７月　当社入社 2010年６月　取締役管理部長就任 2012年６月　常務取締役管理統括本部長就任 2019年６月　常務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任 2020年６月　専務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任 2024年３月　専務取締役管理統括本部長就任（現）	40,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	ながお　としなり 長尾敏成 （1949年６月２日）	1995年４月　弁護士登録 1996年４月　長尾敏成法律事務所開設（現） 2012年３月　株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監査役就任（現） 2015年６月　当社社外取締役就任（現）	―株

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定

当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。

本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、４名の取締役が就任することとなり、これまでより２名減員となりますが、当社では2025年６月より新たに執行役員制度を導入して、取締役会の社外取締役比率を上げることにより取締役会による監督機能強化を図るとともに、執行役員会へ業務執行権限を委譲することにより業務執行の迅速化を図る体制を選択しており、４名体制は適正な規模と考えております。

２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

４．長尾敏成氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

５．長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。

６．当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第１項及び当社の現行定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たけうち　なぎさ 竹内　奈儀左 （1968年１月29日）	1995年８月　当社入社 2021年３月　仙台支店長兼札幌支店長	6,200株
2	かわだ　ごう 川　田　　剛 （1942年12月３日）	1967年４月　国税庁入庁 1996年９月　税理士開業 2003年６月　株式会社本間組社外監査役就任（現） 2012年６月　当社監査役就任 2019年６月　当社監査等委員就任（現）	10,000株
3	ふ　せ　まさひろ 布　施　雅　弘 （1957年９月４日）	1981年４月　東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2008年６月　三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員監査部長就任 2014年８月　菱永鑑定調査株式会社代表取締役社長就任 2022年６月　当社監査等委員就任（現）	―株

（注）１．監査等委員候補者の選定
当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、公正不偏の立場を保持しており、監査業務を遂行できる能力を有している人物を監査等委員候補者として選定し、株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
具体的には、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、経営課題の提起及び監査等委員としての職務遂行を行うための十分な時間を確保できる者を監査等委員候補者として選定しております。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．川田剛氏及び布施雅弘氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏がこれまで培ってきた経験を生かし、当社の監査体制をより一層強化するため、監査等委員として選任をお願いするものであります。
５．川田剛氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって６年となります。
６．布施雅弘氏は三菱UFJ信託銀行株式会社の出身者であり、これまでの豊富な業務経験から企業経営全般に関する監視機能を期待して、監査等委員として選任をお願いするものであります。
７．布施雅弘氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって３年となります。
８．当社と取締役川田剛氏及び取締役布施雅弘氏は、会社法第427条第１項及び当社の現行定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、そ

の損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット　銀座東武ホテル　２階「桜」
電話　０３－３５３６－０１１１

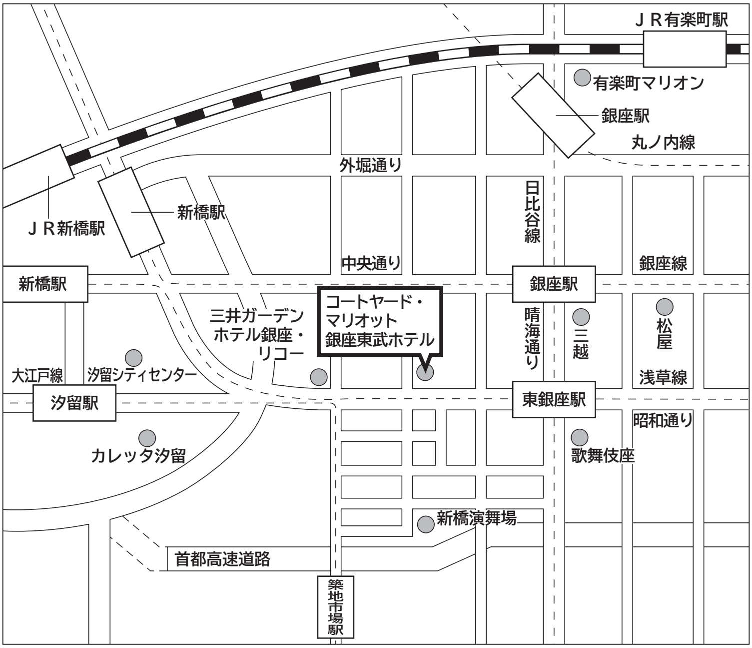

交通機関

東京メトロ日比谷線	「東銀座駅」Ａ１番出口より徒歩３分
都営地下鉄浅草線	
東京メトロ銀座線	「銀座駅」Ａ３番出口より徒歩５分
東京メトロ丸ノ内線	
都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」Ａ３番出口より徒歩７分
ＪＲ線	「新橋駅」銀座口より徒歩10分